



総合センターだより

川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)
場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町 1 番 2 号
TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132
ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/jinkensou.html

平成 29 年
(2017 年)

4

月号

職場の「いじめ」や「パワーハラスメント」

職場の「いじめ」や「パワーハラスメント(パワハラ)」が大きな問題になってきています。

2012(平成24)年1月30日に発表された厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」の概要(抜粋)は次のとおりです。

1. 問題に取り組む必要性と意義

- 職場の「いじめ・嫌がらせ」「パワーハラスメント」は、労働者の尊厳や人格を侵害する許されない行為。また、これを受けた人だけでなく、周囲の人、これを行った人、企業にとっても損失が大きい。
- 「いじめ・嫌がらせ」「パワーハラスメント」の予防・解決に取り組む意義は、損失の回避だけに終わらない。仕事に対する意欲や職場全体の生産性の向上にも貢献し、職場の活力につながるものととらえて、積極的に取組を進めることが求められる。

2. 職場からなくすべき行為の共通認識の必要性と行為類型

- 職場で行われる以下のような行為について、労使が予防・解決に取り組むべきこと、そして、そのような行為を「職場のパワーハラスメント」と呼ぶことを提案する。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性()を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

いじめやパワハラは、愚かで、恥ずかしい行為です。そして、職場のミッション(使命)達成を阻害する要因にもなります。私たちは、人として、職業人として、これら卑劣な行為を許してはならないのです。

総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日の午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1水曜日の午後1時30分～3時 **4月は5日、5月は10日です。**

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時 **4月は27日です。**

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。